

令和3年

7月号

濱田会計事務所通信

令和3年7月1日発行 Vol.47

今月号も消費税の制度について解説していきます。

消費税は導入後段階的に税率が上がってきており、税率が小さい間はそれほど問題とされていなかった事も、税率が上がると問題視されるようになってきました。そのため制度が順次追加され、非常に分かりづらくなっています。出来るだけ平易に書いていきたいと思いますが、わかりづらい点をご質問下さい。

消費税
免税事業者



消費税の免税事業者

消費税は消費者が事業者を通じて国に納める税金ですが、消費税を預かった事業者が国に納める税金を正確に計算することは、事務負担が非常に大きいものです。

そこで小規模事業者の事務負担等に配慮して、事業規模の小さい「基準期間※」における「課税売上高※」が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の申告や納税が免除されています。

消費税の申告と納税が免除されている事業者を「免税事業者」といいます。

※「基準期間」とは通常は個人の場合は2年前、法人の場合は2期前をいい、「課税売上高」とは消費税が課税されている売上高をいいます。詳しくは前号 (Vol.46) をご確認ください。

例えば、令和3年に事業をしている個人事業者が、令和3年分の消費税の申告と納付をしなければならないかの判断は、令和3年分の課税売上高（事業規模）で判断するのではなく、令和元年分の課税売上高（事業規模）で判断することとなります。

消費税の申告と納税の義務は2年前の課税売上高で判断するので、2年前がない1年目と2年目の事業年度は自動的に消費税の計算と申告をしなくてもよくなります。ただし、法人の場合は基準期間のない事業年度であっても、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である場合は、納税義務は免除されません。

しかし、上記のように開業後2年間は原則として消費税の納税義務が免除されているとなると、個人事業から法人成りを行った場合や、子会社等を設立して事業の一部を移転させた場合など、設立した時点から事業規模の大きい会社なども消費税の納税義務が免除されることとなり、小規模事業者の事務負担に配慮するためにある制度の趣旨に反することとなります。

そこで、平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度については、その課税期間(※)の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間(※)における課税売上高が1,000万円を超えた場合、その課税期間から課税事業者となることとなりました。

特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。

また、平成26年4月1日以後に設立した新規設立法人で特定新規設立法人(※)に該当する場合は、事業年度開始の日における資本金の額等の金額が1,000万円未満であっても、納税義務は免除されません。



(※)用語の解説

課税期間

課税期間とは、通常は個人事業者は1月1日から12月31日までの1年間であり、法人は事業年度とされています。

ただし特例として、届出により課税期間を3か月ごと又は1か月ごとに短縮することができます。

特定期間

特定期間とは、個人事業者はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人は原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間をいいます。

ただし法人の場合、前事業年度が7ヶ月以下の場合などはその前事業年度を短期事業年度といい、短期事業年度となる前事業年度は特定期間とはなりません。

特定新規設立法人

次の①、②のいずれにも該当する法人

- ① その新規設立法人が他の者により株式総数の50%超を支配されている。
- ② ①の要件の判定となった「他の者」等の基準期間に相当する期間の課税売上高が5億円を超えている。

なお、基準期間において免税事業者であった場合には、基準期間における課税売上高を計算するときには消費税込みの金額で判断し、基準期間において課税事業者であった場合は、基準期間における課税売上高の金額は税抜きで判断します。

相続により事業を承継した場合や、合併や分割等により法人を設立した場合などは、上記取り扱いとは異なります。納税義務の判定を間違えると納付税額に大きな影響がありますので、具体的な判断はよくご相談して上で、判断して下さい。



事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所
〒670-0053
兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13
TEL : 079-229-9041
Fax : 079-229-9049
E-Mail : info@hamadakaikai.jp
URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

